

第144期

# 定時株主総会 招集ご通知

証券コード 8416



2024年6月25日(火曜日) 午前10時



高知市堺町2番24号  
当行本店5階ホール



- 第1号議案 ▶ 剰余金処分の件
- 第2号議案 ▶ 定款一部変更の件
- 第3号議案 ▶ 監査役2名選任の件

○お土産およびお茶のご用意はございません。  
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



郷土高知を照らす太陽と、「熱意」の姿勢を赤に、  
穏やかにそびえる山々と、「調和」への願いを緑に、  
躍る黒潮と、「誠実」の精神を青にたとえて。

高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。  
右上の赤は地域の皆さまを、  
右下の緑は地元企業の皆さまを、  
そして、それぞれのニーズを受け止める  
高知銀行を左の青で表しています。

## ごあいさつ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第144期定時株主総会招集ご通知をご高覧いただくにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当期（2023年4月1日から2024年3月31日）における地域経済は、少子高齢化や生産年齢人口の減少等の構造的な課題を抱えておりますが、朝ドラ効果による観光や消費活動は回復しつつある他、デジタル化の進展やサステナビリティへの取り組みが高まりつつあるなど、地域金融機関を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。

当行は、こうした経営環境の変化に柔軟に適応し、地域の事業者さまの「人・事業・財」の調和と、地域で暮らす人々のウェルビーイングの向上を目指していくため、2024年度よりスタートさせた中期経営計画『地域とこぞの「みらい」第Ⅰ期：展望の共有』の達成に向けて役職員が一丸となって取り組んでいるところでございます。

2023年9月には第1種優先株式をすべて取得し、期日より1年3カ月前倒しにて公的資金150億円を完済いたしました。これもひとえに株主の皆さまのご支援の賜物であり、厚くお礼申し上げます。

引き続き、「ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク」として地域の発展に向けて、地域金融機関としての役割を的確に発揮し、サステナブルな地域社会の実現に貢献してまいります所存でございますので、今後とも変わらぬご愛顧とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役  
取締役頭取

海治勝彦



## 経営理念

### 熱意

高知銀行は、限りない熱意をもって、地域の発展と暮らしの向上に貢献します。

### 調和

高知銀行は、調和のとれた経営をもって、お客さまの信頼に応えます。

### 誠実

高知銀行は、創意と誠実をもって、お客さまに奉仕します。

## 目次

ごあいさつ	1
第144期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使について	5
<b>株主総会参考書類</b>	
第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 監査役2名選任の件	16
<b>事業報告</b>	
1. 当行の現況に関する事項	22
2. 会社役員(取締役および監査役)に関する事項	29
3. 社外役員に関する事項	35
4. 当行の株式に関する事項	37
5. 会計監査人に関する事項	39
6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	39
計算書類・連結計算書類	41
監査報告書	45

株 主 各 位

証券コード8416  
2024年6月6日  
(電子提供措置の開始日 2024年5月28日)

高 知 市 堺 町 2 番 2 4 号  
**株式会社高知銀行**  
取締役頭取 海 治 勝 彦

## 第144期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当行第144期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、お手数ながらいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当行ウェブサイト  
株主総会情報

[https://www.kochi-bank.co.jp/inv/soukai\\_info/](https://www.kochi-bank.co.jp/inv/soukai_info/)



東証ウェブサイト  
東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトでは、「銘柄名（会社名）」に「高知銀行」または「コード」に証券コード「8416」にて検索し、「基本情報」 「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、「議決権行使について」（5頁）に沿って、**2024年6月24日（月曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

日 時	2024年6月25日（火曜日）午前10時
場 所	高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール
目的事項	<p><b>報告事項</b> 1. 第144期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件</p> <p>2. 第144期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <hr/> <p><b>決議事項</b> <b>第1号議案</b> 剰余金処分の件</p> <p><b>第2号議案</b> 定款一部変更の件</p> <p><b>第3号議案</b> 監査役2名選任の件</p>

以 上

- ◎ 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款の定めにより、上記のウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保する体制」
  - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
  - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類に含まれております。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト等に掲載することによりお知らせいたします。

## 議決権行使について



### 株主総会ご出席の場合

当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2024年6月25日(火曜日) 午前10時

**場 所** 高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さまに委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。



### 郵送による議決権行使の場合

本株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、「議決権行使書」に各議案に対する賛否について、以下をご参考にご記入のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。(切手の貼付はご不要です。)

**行使期限** 2024年6月24日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

#### 議決権行使書のご記入方法のご案内

<b>議決権行使書</b> 株主番号 株式会社高知銀行 御中	議決権行使回数 株主番号 議決権行使回数 議決権行使回数 議決権行使回数	個 株主番号 議決権行使回数 議決権行使回数 議決権行使回数	お 願 い 1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否を記入し、2024年6月24日午後5時30分までに到着するようご返送ください。 2. 第3号議案の賛否をご表示の際は、一部の紙幣類につき異なる数量を指定される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該紙幣番号の番号をご記入ください。 3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はきりとO印をご記入ください。 4. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにごアクセスし、2024年6月24日午後5時30分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を送る必要はありません。
--------------------------------------	--	--	--

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

株式会社高知銀行

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。  
株主総会にご出席の際は、この用紙の右半部を切取り、そのまま会場受付にご提出ください。

株式会社高知銀行

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。



## インターネット等による議決権行使の場合

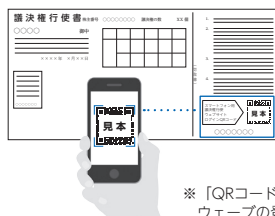
本株主総会にご出席されず、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ以下の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

**行使期限** 2024年6月24日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

### ①QRコードを読み取る方法「スマート行使」

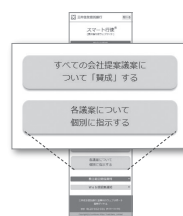
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

**1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

**2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

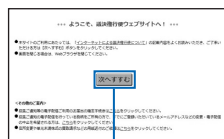
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記②に従って、再度議決権行使をお願いいたします。QRコードを再度読み取っていただく、②の議決権行使ウェブサイトへ遷移します。

※議決権行使書用紙はイメージです。

### ②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

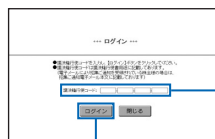
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

**1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



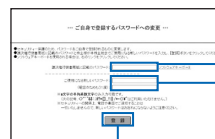
「次へすすむ」をクリック

**2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「ログイン」をクリック

**3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「登録」をクリック

「パスワード」を入力  
実際にご使用する新しいパスワードを設定してください

**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

- プロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネット等と郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等により、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 第1号議案 ▶ 剰余金処分の件

当行は、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配当金をお支払いする方針としております。

なお、第2種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただくものであります。

第144期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式
	1株につき・・・・・・・・・・金15円
	配当総額・・・・・・・・・・152,506,695円
	当行第2種優先株式
	1株につき・・・・・・・・・・金87円50銭
	配当総額・・・・・・・・・・59,500,000円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	中間配当金を含めた年間配当金
	当行普通株式1株につき・・・・・・・・金25円
	当行第2種優先株式1株につき・・・・金175円



## 第2号議案 ▶ 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当行第1種優先株式は、2023年9月29日に消却を完了したことから、同株式に係る規定を削除するものであります。また、この削除に伴い条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)
第6条 当銀行の発行可能株式総数は、40,900,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。	第6条 当銀行の発行可能株式総数は、40,900,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。
普通株式 40,900,000株	普通株式 40,900,000株
第1種優先株式 40,900,000株	<u>(削除)</u>
第2種優先株式 1,000,000株	第2種優先株式 1,000,000株
第7条～第11条 (条文省略)	第7条～第11条 (現行どおり)
<u>第2章の2 第1種優先株式</u>	<u>(削除)</u>
<u>(第1種優先配当金)</u>	<u>(削除)</u>
第11条の2 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）または第1種	

現 行 定 款	変 更 案
<p>優先株式の登録株式質権者（以下、「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第1種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>同法第765条第1項第8号口に規定される 剰余金の配当についてはこの限りでない。</u></p>	
<p><u>(第1種優先中間配当金)</u>  <u>第11条の3 当銀行は、第34条第2項に定める中間配  当をするとき、当該中間配当に係る基準日  の最終の株主名簿に記載または記録された第  1種優先株主または第1種優先登録株式質  権者に対し、普通株主および普通登録株式質  権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第  1種優先配当金の額の2分の1を上限とする  金銭（以下、「第1種優先中間配当金」とい  う。）を支払う。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(第1種優先株主に対する残余財産の分配)</u>  <u>第11条の4 当銀行は、残余財産を分配するときは、  第1種優先株主または第1種優先登録株式質  権者に対し、普通株主および普通登録株式質  権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、  第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額  を踏まえて第1種優先株式の発行に先立って  取締役会の決議によって定める額の金銭を支  払う。</u>  <u>2. 第1種優先株主または第1種優先登録株式  質権者に対しては、前項のほか、残余財産の  分配は行わない。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(第1種優先株主の議決権)</u>  <u>第11条の5 第1種優先株主は、全ての事項につき株  主総会において議決権を行使することができ  ない。ただし、第1種優先株主は、定時株主</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>総会に第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p><u>（普通株式を対価とする取得請求権）</u></p> <p>第11条の6 第1種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第1種優先株主がかかる取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該第1種優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>2. 第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間(以下、「取得請求期間」という。)とする。</p> <p>3. 当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式に</p>	<p><u>（削除）</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>つき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があつた場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p><u>4. 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第11条の7 当銀行は、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p><u>2. 当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株式1株につき、第1種優先</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>株式の払込金額相当額を踏まえて第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p>	
<p>(普通株式を対価とする取得条項)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第11条の8 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第1種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、第1種優先株主に対し、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価を除いた数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p>	
<p>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第11条の9 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>2. 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="213 244 435 273"><u>同一の割合で行う。</u></p> <p data-bbox="269 329 598 358">第2章の<u>3</u> 第2種優先株式</p> <p data-bbox="148 412 364 441">(第2種優先配当金)</p> <p data-bbox="130 450 737 1229">第11条の<u>10</u> 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主（以下、「第2種優先株主」という。）または第2種優先株式の登録株式質権者（以下、「第2種優先登録株式質権者」という。）に対し、<u>普通株主および普通登録株式質権者</u>に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第2種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第11条の<u>11</u>に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p data-bbox="198 1351 737 1419">2. ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対してする剰</p>	<p data-bbox="908 329 1238 358">第2章の<u>2</u> 第2種優先株式</p> <p data-bbox="790 412 1006 441">(第2種優先配当金)</p> <p data-bbox="772 450 1380 1335">第11条の<u>2</u> 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主（以下、「第2種優先株主」という。）または第2種優先株式の登録株式質権者（以下、「第2種優先登録株式質権者」という。）に対し、<u>普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）</u>に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第2種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第11条の<u>3</u>に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p data-bbox="837 1351 1380 1419">2. ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対してする剰</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>余金の配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</p> <p>第11条の11～第11条の17（条文省略）</p> <p><u>（優先順位）</u></p> <p>第11条の18 第1種優先株式および第2種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および剰余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p>	<p>余金の配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</p> <p>第11条の3～第11条の9（現行どおり）</p> <p><u>（削除）</u></p>



### 第3号議案 ▶ 監査役2名選任の件

監査役のうち山田 浩、清藤智彦の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名（うち社外監査役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者につきましては、知識および経験を活かした独立的立場から、銀行経営の適切な監査の確保が期待できる者であり、取締役会の監督機能の実効性強化が期待できるため、監査役候補者といたしました。

なお、監査役候補者の選任につきましては、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、監査役の選任方針に基づいた適切な指名手続を経ているとともに、取締役会の実効性確保等の観点から候補者の見識や資質等を慎重に検討し、同委員会より、当行の監査役として適任であるとの提言を受けております。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当行における地位			監査役会への出席状況 (当事業年度)	監査役 在任期間
1	再任	やま だ 山 田	ひろし 浩	男性	常勤監査役 社外監査役 独立役員	16回/16回 (100%)	8年
2	新任	うめ だ 梅 田	あき 昭	ひこ 彦	男性	—	—

(注) 監査役在任年数は、本株主総会終結時の年数を記載しております。

## 株主総会参考書類

### 候補者番号 1

再任 社外  
男性 独立

やま だ ひろし  
山田 浩

生年月日 1961年2月14日生

社外監査役在任年数 8年（本株主総会終結時）

所有する当行の株式数 普通株式 2,000株

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1979年 4月	大蔵省(現財務省)四国財務局入局	2013年 7月	四国財務局理財部金融監督第一課長
2006年 7月	四国財務局理財部金融監督第一課上席調査官	2014年 7月	四国財務局松山財務事務所長
2007年 7月	四国財務局高知財務事務所理財課長	2016年 3月	財務省四国財務局辞職
2009年 7月	四国財務局総務部総務課課長補佐	2016年 6月	当行常勤監査役(現任)
2011年 7月	四国財務局総務部経済調査課長		

#### 社外監査役候補者の選任理由

山田 浩氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、財務および金融行政における豊富な経験と知見を有しており、その知見を活かした独立的立場から2016年より、当行の常勤監査役として銀行経営の適切な監査の確保に向けた職務または職責を果たしております。同氏が有する財務および金融行政に関する専門的知見は、当行の業務執行の監査に求められる判断力、識見を有し、専門的見地から客観的かつ公正性をもって社外監査役としての役割を適切に遂行できるものと判断し、また社会的信用も十分であることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当行役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した客観的立場から関与いただく予定であります。

### 候補者番号 2

新任 社外  
男性 独立

うめ だ あき ひこ  
梅田 昭彦

生年月日 1962年8月16日生

所有する当行の株式数 普通株式 0株

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年 4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	2006年 3月	認定登録医業経営コンサルタント資格取得
2000年12月	税理士資格取得	2006年 4月	ITコーディネータ資格取得
2004年 9月	日本アイ・ビー・エム株式会社退社	2022年 6月	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会副会長(現任)
2004年11月	梅田昭彦税理士事務所登録		

#### 社外監査役候補者の選任理由

梅田昭彦氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と知見に加え、医業経営コンサルタントとして病院等医療関係の経営指導に従事している他、IT関連の知見をも有しております。同氏が有するこれらの専門的知見は、当行の業務執行の監査に求められる判断力、識見を有し、専門的見地から客観的かつ公正性をもって社外監査役としての役割を適切に遂行できるものと判断し、また社会的信用も十分であることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当行役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した客観的立場から関与いただく予定であります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 梅田昭彦氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 山田 浩および梅田昭彦の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 山田 浩氏は、当行の定める独立性判断基準および金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。山田 浩氏が原案どおり選任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、梅田昭彦氏は、当行の定める独立性判断基準および金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、梅田昭彦氏が原案どおり選任された場合は、同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当行は、山田 浩氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であり、山田 浩氏が原案どおり選任された場合は、本契約を継続する予定であります。また、梅田昭彦氏が原案どおり選任された場合は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に基づき損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。
6. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行監査役を含む被保険者の保険料を全額当行が負担しております。当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。各監査役候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容にて更新する予定であります。

以 上

### 〈ご参考〉独立性判断基準

当行における独立役員の判断基準は、現在及び最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。

- ①当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者
- ②当行を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者
- ③当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ④当行から役員報酬以外に多額（注3）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑤当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑥当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦当行の主要株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑧次に掲げる者の二親等以内の近親者
  - ア. 上記①～⑦に該当する者
  - イ. 当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

（注1）最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）主要な取引先とは、直近事業年度の支払額または受取額が売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上

（注3）多額とは、過去3年間平均で年間1,000万円以上

（注4）主要株主とは、議決権の10%以上を保有する株主

### 〈ご参考〉スキル・マトリックス

第3号議案が原案どおり承認可決された場合における、取締役および監査役が有するスキルや経験等は以下のとおりであります。

なお、以下のスキルは、すべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

#### 〈社内取締役・社内監査役〉

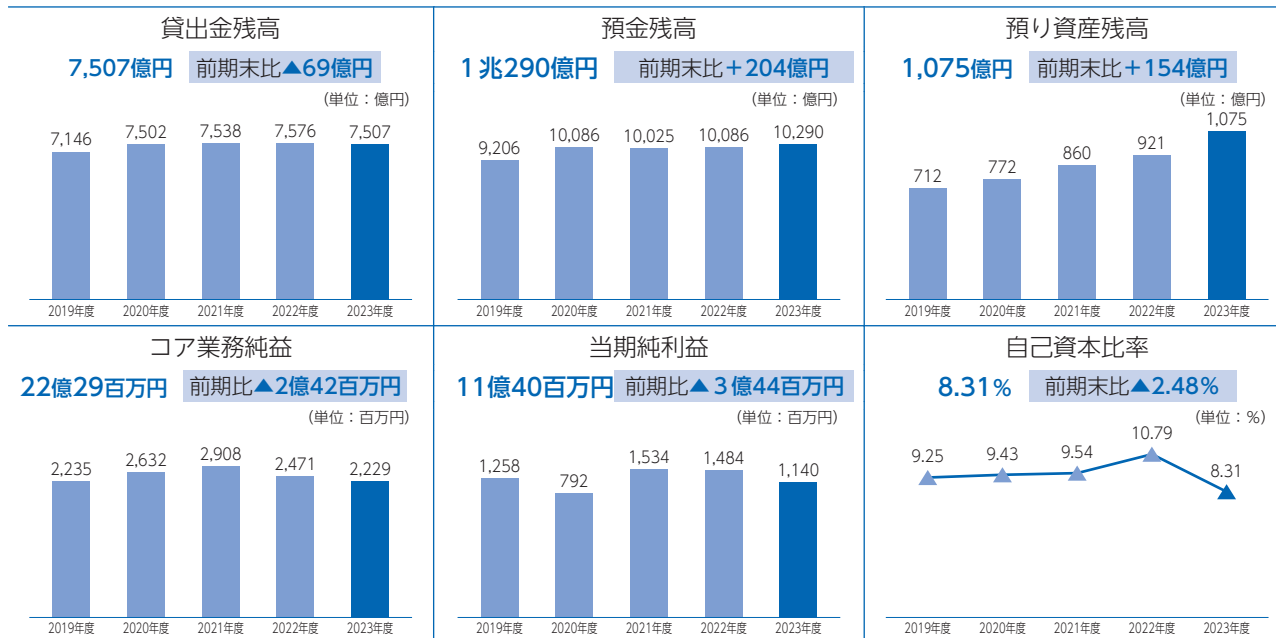
氏名	地位	スキル区分						
		企業経営 経営戦略	リスク管理	財務会計	企業審査・支援	市場運用	営業	デジタル IT戦略
森下勝彦	取締役 会長	○	○	○	○	○	○	
海治勝彦	取締役 頭取	○	○	○	○		○	○
河合祐子	取締役 副頭取	○	○	○	○	○		○
田村 忍	常務 取締役				○	○	○	
吉村卓浩	常務 取締役	○	○	○			○	○
深見英治	常務 取締役	○			○		○	
苅谷正人	監査役		○	○	○		○	

#### 〈社外取締役・社外監査役〉

氏名	地位	スキル区分				
		企業経営	企業法務	リスク管理	財務会計	地域行政・経済
北川展子	取締役		○	○		
井奥和男	取締役			○		○
近谷逸郎	取締役		○	○	○	
山田 浩	監査役			○		○
梅田昭彦	監査役	○			○	

## 〈ご参考〉業績報告サマリー

### 業績ハイライト



### 中期経営計画の数値目標 (単体)

		2022/3期	2023/3期	2024/3期	
		実績	実績	計画	実績
主要計数目標	コア業務純益 (※1)	2,908百万円	2,471百万円	2,664百万円	2,229百万円
	業務粗利益経費率 (※2)	67.40%	72.24%	70.02%	75.76%
	当期純利益	15億円	14億円	13億円	11億円
	自己資本比率	9.54%	10.79%	8.7%程度	8.31%
地域密着型 金融の深化	中小規模事業者等向け貸出残高	4,614億円	4,627億円	4,580億円	4,324億円
	経営改善支援等の取組比率	7.95%	8.44%	6.40%	9.05%

(注) (※1) コア業務純益 (業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益)

(※2) 業務粗利益経費率 ( (経費－機械化関連費用) ÷ 業務粗利益 )

最新の決算情報に  
ついてはこちら

<https://www.kochi-bank.co.jp/disclosure/kessann/>



# 第144期事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果等

#### 【当行の主要な事業内容】

当行は本店のほか支店70店舗において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託代理業務、投資信託窓口販売業務、損害保険窓口販売業務、生命保険窓口販売業務、エレクトロニック・バンキングサービス等、地域に密着した営業活動を展開しているほか、インターネット専用支店を1店舗展開しています。

#### 【金融経済環境】

2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日）の日本経済は、一部に足踏みがみられたものの、公共投資は堅調に推移し、雇用所得環境が改善する下、個人消費は持ち直しており、全体としては緩やかな回復の動きとなりました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、設備投資や生産は一部に弱めの動きがみられ、住宅投資は減少しましたが、朝ドラ効果もあって観光は回復したほか、個人消費も着実に持ち直しており、全体では横ばい圏内の動きとなりました。

#### 【事業の経過および成果】

こうした経済環境下、当行は全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質の改善強化に努めてまいりました。

その結果、預金は期中204億円増加して、期末残高は10,290億円（前期末比2.02%増）となりました。

一方、貸出金は地域中小企業を中心とする事業資金に積極的に取り組んだものの、期中69億円減少して、期末残高は7,507億円（前期末比0.91%減）となりました。

また、有価証券は、期中68億円増加して、期末残高は2,986億円（前期末比2.35%増）となりました。

純資産は、第1種優先株式の消却等に伴い、期中153億円減少して562億円（前期末比21.47%減）となりました。

損益面では、営業経費の増加等により経常利益は前期比6億62百万円減少して16億17百万円（前期比29.04%減）、当期純利益は同3億43百万円減少して11億40百万円（前期比23.15%減）となりました。

### 【当行が対処すべき課題】

地域経済は、少子高齢化や生産年齢人口の減少等の構造的な課題を抱えているなか、デジタル化の進展やサステナビリティへの取り組みが高まりつつあるなど、大きな転換期を迎えております。

当行は、このような経営環境の変化に柔軟に適應し、地域の持続的な発展のために、地域の事業者さまの「人・事業・財」の調和と、地域で暮らす人々のウェルビーイングの向上を目指すことが、重要な課題であると認識しております。

こうした認識のもと、2024年度よりスタートさせた当行の中期経営計画『地域とこうぎんの「みらい」第Ⅰ期：展望の共有』では、当行が目指す「みらい」を「地域のわくわくが集まる新世代ターミナル」として掲げ、地域と共に「みらい」へ向かうための各種施策を策定しております。

具体的には、地域事業者さまの商流をめぐる課題解決に向けた体制の整備や渉外力の強化に努めるほか、資産運用に関するご提案の高度化を図るなど、全てのお客さまへの「わくわく＝価値」の提供に努めてまいります。

また、これまでの“face to face”の取り組みとデジタルチャネルを融合し、「真っ先に相談してもらえ」銀行を目指してまいります。

さらに、気候変動問題への取り組みをさらに推進して地域金融機関に求められる役割を果たしていくことで、サステナブルな地域社会の実現に貢献してまいります。

当行はこれからも、「ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク」として地域の発展のために、地域と共に最も汗を流す銀行として持続的に発展していくことを目指してまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



## (2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預	金	1,008,684	1,002,587	1,008,632	1,029,036
	定期性預金	486,400	455,168	433,308	430,752
	その他	522,284	547,418	575,323	598,284
貸	出金	750,220	753,831	757,638	750,734
	個人向け	114,757	115,623	117,213	119,256
	中小企業向け	472,968	473,545	475,424	455,042
	その他	162,494	164,662	165,000	176,435
商品有価証券		—	—	—	—
有	価証券	307,672	303,572	291,804	298,667
	国債	21,771	14,518	6,178	8,930
	その他	285,901	289,054	285,626	289,736
総資産		1,233,881	1,200,814	1,174,496	1,131,952
内国為替取扱高		3,369,708	3,389,962	3,304,700	3,381,692
外国為替取扱高		百万ドル 410	百万ドル 395	百万ドル 362	百万ドル 301
経常利益		1,391	2,050	2,280	1,617
当期純利益		792	1,534	1,484	1,140
1株当たり当期純利益		円 銭 59.83	円 銭 133.09	円 銭 127.64	円 銭 100.99

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度53千株。)

## 事業報告

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	715人
平 均 年 齢	40才 11月
平 均 勤 続 年 数	17年7月
平 均 給 与 月 額	392千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。  
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
高 知 県	60	(0)
愛 媛 県	5	(0)
徳 島 県	3	(0)
香 川 県	1	(0)
岡 山 県	1	(0)
大 阪 府	1	(0)
東 京 都	1	(0)
合 計	72	(0)

- (注) 高知県の営業所数には、インターネット専用支店（1カ店）、および店舗内店舗（ブランチ・イン・ブランチ）を含んでおります。

- 当年度新設営業所  
該当ありません。

- (注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所新設いたしました。

設 置 場 所	所 在 地
イオン高知旭町店出張所	高知県高知市旭町3-94（イオン高知旭町店内）

- ハ 当年度廃止営業所  
該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり4カ所廃止いたしました。

設置場所	所在地
高知放送会館出張所	高知県高知市本町三丁目2番15号
佐賀出張所	高知県幡多郡黒潮町佐賀510番地1
高知学園出張所	高知県高知市北端町100
高知機械工業団地出張所	高知県高知市布師田3961

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

設備投資の総額	1,670百万円
---------	----------

(注) 設備投資の総額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

### ロ 重要な設備の新設等

#### 1. 新設（移設）した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価額 (百万円)	完了年月
西支店	高知県 高知市	店舗	—	973.30	651	2023年9月
旭コンサルティングプラザ	高知県 高知市	事務所	—	109.54	93	2023年9月
イオン高知旭町店出張所	高知県 高知市	出張所	—	5.75	4	2023年9月
長浜支店隣地	高知県 高知市	駐車場 用地	147.63	—	8	2024年2月

(注) 1. 西支店、旭コンサルティングプラザおよびイオン高知旭町店出張所の土地は、賃借のため敷地面積は記載していません。

2. 長浜支店隣地は、駐車場用地購入のため建物延べ面積は記載していません。

#### 2. 売却した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価格 (百万円)	完了年月
旧佐賀支店	高知県 幡多郡	旧店舗	703.00	296.15	34	2024年3月

#### 3. 改修した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価格 (百万円)	完了年月
上町オフィス (旧西支店)	高知県 高知市	内部改修	568.62	973.30	98	2024年3月

## 事業報告

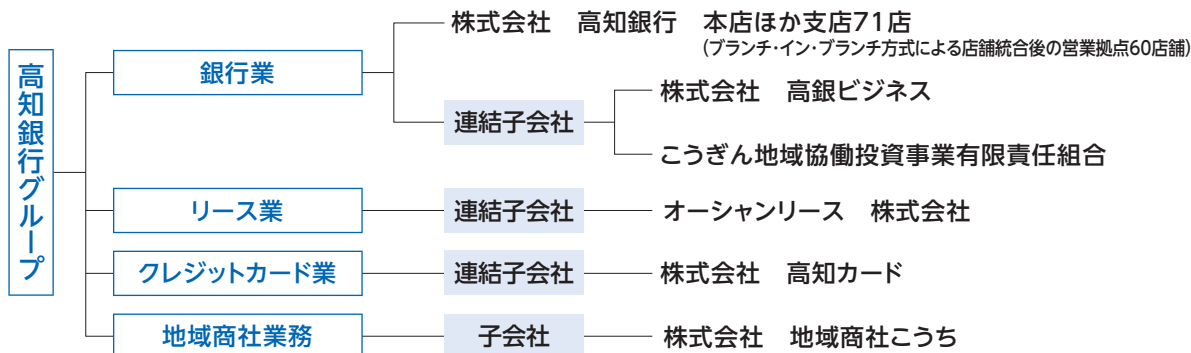
### (6) 重要な子会社等の状況

#### イ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 高銀ビジネス	高知市本町 三丁目3番4号	現金整理、物品販売、店舗 警備、店舗清掃等の業務	百万円 10	% 100	子会社
オーシャンリース 株式会社	高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよりビル3F	リース業務	20	45 (一)	子法人
株式会社 高知カード	高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよりビル2F	クレジットカード業務	20	42.5 (37.5)	子法人
こうぎん地域協働 投資事業 有限責任組合	高知市はりまや町 一丁目5番28号	投資業務	600	—	子法人

(注) 1. 上記4社が、連結子会社であります。

2. 「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有の割合（内書き）であります。



□ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連575（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。また、セブン銀行、ローソン銀行およびコンビニに設置しているイーネットとは、CAFIS経由方式で現金自動設備による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。
5. 四国島内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

記載すべき事項はありません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

記載すべき事項はありません。

## 事業報告

### 2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

#### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職
森下 勝彦	(代表取締役) 取締役会長 監査部担当	
海治 勝彦	(代表取締役) 取締役頭取 人事部担当	
河合 祐子 (現姓：山田)	(代表取締役) 取締役副頭取 事務システム部・市場金融部・ デジタル営業部・経営統括部担当	
田村 忍	常務取締役 融資統括部・総務部・ コンプライアンス統括部担当 総務部長	
吉村 卓浩	常務取締役 営業本部担当 営業本部長	
深見 英治	常務取締役 本店営業部長	
北川 展子 (現姓：永房)	取締役 (社外取締役)	島田みらい法律事務所弁護士 株式会社ヨンドシーホールディングス 取締役監査等委員(社外取締役)
井奥 和男	取締役 (社外取締役)	社会福祉法人高知県社会福祉協議会会長
近谷 逸郎	取締役 (社外取締役)	青陵法律事務所弁護士
山田 浩	常勤監査役 (社外監査役)	
苅谷 正人	常勤監査役	
清藤 智彦	監査役 (社外監査役)	清藤会計事務所所長

#### (当事業年度中に退任した役員)

氏名	退任時の地位	退任日
三宮 昌子	常務取締役	2023年6月27日退任(任期満了)
成瀬 洋	常務取締役	2023年6月27日退任(任期満了)
吉田 剛	常勤監査役	2023年6月27日退任(任期満了)

- (注) 1. 当行の役員は、2024年3月31日現在、取締役9名、監査役3名の計12名であり、そのうち男性は10名、女性は2名（役員のうち女性の比率は16.66%）で構成されております。なお女性の役員は、当行の取締役副頭取および社外取締役であります。
2. 代表取締役河合祐子氏は、婚姻により、戸籍の氏を山田姓へ変更いたしました。旧姓の河合にて業務を行っております。
3. 取締役北川展子、井奥和男および近谷逸郎の3氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 社外取締役北川展子氏は、婚姻により、戸籍の氏を永房姓へ変更いたしました。旧姓の北川にて弁護士業務を行っております。
5. 監査役山田 浩および清藤智彦の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 河合祐子および深見英治の両氏は、2023年6月27日開催の第143期定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。なお、河合祐子氏の就任日は2023年7月3日となっております。
7. 苅谷正人氏は、2023年6月27日開催の第143期定時株主総会において、監査役に新たに選任され、就任いたしました。
8. 監査役清藤智彦氏は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当事業年度中において、次のとおり取締役の担当および重要な兼職の変更がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
海 治 勝 彦	取締役頭取 人事部担当	取締役頭取 総務部・人事部・経営統括部担当	2023年6月27日
	取締役頭取 総務部・人事部・経営統括部担当	取締役頭取 人事部担当	2023年7月3日
河 合 祐 子	取締役副頭取 事務システム部・市場金融部・ 経営統括部担当	取締役副頭取 事務システム部・市場金融部・ デジタル営業部・経営統括部担当	2024年1月1日

## 事業報告

氏名	異動前	異動後	異動年月日
田村 忍	常務取締役 事務システム部・融資統括部担当	常務取締役 事務システム部・市場金融部・ 融資統括部・コンプライアンス統括部担当	2023年6月27日
	常務取締役 事務システム部・市場金融部・ 融資統括部・コンプライアンス統括部担当	常務取締役 融資統括部・総務部・ コンプライアンス統括部担当	2023年7月3日
	常務取締役 融資統括部・総務部・ コンプライアンス統括部担当	常務取締役 融資統括部・総務部・ コンプライアンス統括部担当 総務部長	2024年3月13日
吉村 卓浩	常務取締役 営業本部担当 営業本部長兼営業企画部長	常務取締役 営業本部担当 営業本部長	2023年4月1日
清藤 智彦	監査役 (兼職) 清藤会計事務所所長 四国税理士政治連盟会長	監査役 (兼職) 清藤会計事務所所長	2023年9月22日

10. 2024年4月1日付にて、次のとおり取締役の担当の変更がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
海治 勝彦	取締役頭取 人事部担当	取締役頭取 営業本部担当 営業本部長	2024年4月1日
河合 祐子	取締役副頭取 事務システム部・市場金融部・ デジタル営業部・経営統括部担当	取締役副頭取 事務システム部・市場金融部・ デジタル営業部担当	2024年4月1日
田村 忍	常務取締役 融資統括部・総務部・ コンプライアンス統括部担当 総務部長	常務取締役 西部地区営業担当	2024年4月1日
吉村 卓浩	常務取締役 営業本部担当 営業本部長	常務取締役 コンプライアンス統括部・経営統括部担当	2024年4月1日
深見 英治	常務取締役 本店営業部長	常務取締役 融資統括部担当	2024年4月1日



(ご参考)

当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位および担当は以下のとおりであります。

(2024年4月1日現在)

氏名	地位	担当
寺川智文	上席執行役員	人事総務部長
戸梶由博	上席執行役員	営業本部副本部長兼みらいサポート部長
伊東章雄	執行役員	融資統括部長
川淵孝	執行役員	コンプライアンス統括部長
宮地憲一	執行役員	本店営業部長

## (2) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
北川展子	当行は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
井奥和男	
近谷逸郎	
山田浩	
清藤智彦	

## (3) 補償契約

補償契約は、締結しておりません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役	当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。 なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
当行監査役	
当行執行役員	

## 事業報告

### (5) 会社役員に対する報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分		人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
				基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金
取締役	社内取締役	8名	124百万円	114百万円	9百万円	－
	社外取締役	3名	12百万円	12百万円	－	－
	合計	11名	136百万円	127百万円	9百万円	－
監査役	社内監査役	2名	13百万円	13百万円	－	－
	社外監査役	2名	19百万円	19百万円	－	－
	合計	4名	32百万円	32百万円	－	－

- (注) 1. 「人数」には、2023年6月27日開催の第143期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等は、株式報酬に係る費用計上額であります。
3. 2008年6月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、現任の取締役1名に対する支給予定額は7,300千円であります。
- なお、打ち切り支給の時期につきましては、当該役員退任以降とすることを予定しております。

#### ② 業績連動報酬等に関する事項

当行は、業績連動報酬として業績連動型株式報酬制度を導入しております。

業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80%と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20%で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の普通株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益13億円であり、実績は11億円でありました。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬等の種類	報酬等の総額	株主総会決議日	決議された株主総会 終了時点の人数
取締役	金銭報酬	年額132百万円以内	2008年6月26日 第128期定時株主総会	7名 (うち社外取締役0名)
社内取締役	業績連動型株式報酬	当初4年間は72百万円以内 以後延長時は3年間54百万円以内	2017年6月27日 第137期定時株主総会	6名
監査役	金銭報酬	年額54百万円以内	2008年6月26日 第128期定時株主総会	5名

- (注) 1. 業績連動型株式報酬は、2021年11月10日開催の取締役会決議により、期間を延長しております。  
2. 株式報酬型ストック・オプションは廃止しており、新規に新株予約権の付与は行っておりません。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当行は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当行取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬により構成されており、業績への責任に鑑み、役位が高いほど、報酬全体に占める業績連動型株式報酬の割合を高くすることとしております。

基本報酬および業績連動型株式報酬の決定におきましては、当行の業績を踏まえて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

なお、社外取締役および監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

記載すべき事項はありません。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

他の法人等との重要な兼職の状況につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員（取締役）の状況」に記載のとおりであります。なお、当行と当該他の法人等との間には、開示すべき関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 北川 展子	8年9カ月	○当期開催の取締役会 21回すべてに出席	取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に弁護士としての知見に基づき、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員長として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 井奥 和男	4年9カ月	○当期開催の取締役会 21回すべてに出席	取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に高知県の行政分野にて培われた豊富な知識と経験に基づき、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 近谷 逸郎	2年9カ月	○当期開催の取締役会 21回のうち20回出席	取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に金融機関にて培われた豊富な知識と経験、法律に関する専門的知識に基づき、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 山田 浩	7年9カ月	○当期開催の取締役会 21回すべてに出席 ○当期開催の監査役会 16回すべてに出席	議案・審議等において、主に財務行政にて培われた豊富な知識と経験に基づき、取締役会、監査役会および指名報酬委員会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための監督・助言等を行っております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
監査役 清藤智彦	3年9カ月	○当期開催の取締役会 21回すべてに出席 ○当期開催の監査役会 16回すべてに出席	議案・審議等において、主に税理士としての専門的知見に基づき、取締役会、監査役会および指名報酬委員会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための監督・助言等を行っております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注)上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当行定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

社外役員に対する報酬等につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項  
(5) 会社役員に対する報酬等① 当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

### (4) 社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	40,900千株
第1種優先株式	40,900千株
第2種優先株式	1,000千株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	10,244千株
(自己株式77,687株含む)	
第1種優先株式	－千株
第2種優先株式	680千株

(3) 株主数

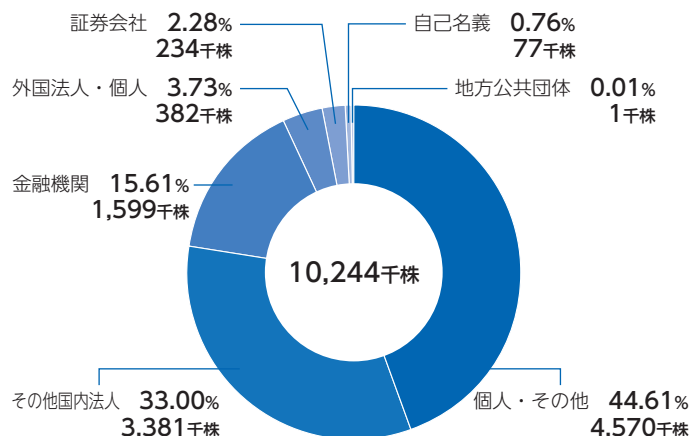
普通株式	5,699名
第1種優先株式	－名
第2種優先株式	27名

(4) 大株主

① 普通株式（上位10名）

株式分布状況（普通株式）

■所有者別分布



(年度末現在)

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
技研ホールディングス株式会社	865	8.51
高知銀行持株会	469	4.61
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	371	3.65
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	364	3.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	288	2.84
日色隆善	214	2.10
四国総合信用株式会社	206	2.02
藤岡義久	188	1.84
株式会社技研製作所	169	1.66
株式会社ヨンキュウ	167	1.64

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（77,687株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 当行は業績連動型株式報酬制度を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託口）（以下「カストディ信託口」といいます。）が当行株式47千株を取得しております。  
 なお、カストディ信託口が所有する当行株式については、自己株式に含めておりません。

② 第2種優先株式（上位11名）

（年度末現在）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（％）
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	50	7.35
株 式 会 社 香 川 銀 行	50	7.35
株 式 会 社 高 知 丸 高	50	7.35
グ イ コ ー 通 産 株 式 会 社	50	7.35
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	50	7.35
株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ	50	7.35
株 式 会 社 エ ス ・ ケ ー ・ ケ ー	30	4.41
株 式 会 社 技 研 製 作 所	30	4.41
北 村 商 事 株 式 会 社	30	4.41
株 式 会 社 大 東 銀 行	30	4.41
株 式 会 社 轟 組	30	4.41

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 役員への交付株式

役員区分	交付対象者数	交付株式の総数	交付株式の内訳	
			受取られた株式数	金銭換価された株式数
社 内 取 締 役	2名	普通株式 15,489株	普通株式 12,489株	普通株式 3,000株
社 外 取 締 役	－	－	－	－
社 内 監 査 役	－	－	－	－
社 外 監 査 役	－	－	－	－

- (注) 1. 業績連動型株式報酬制度に基づき、当事業年度中に退任した会社役員に対して交付した株式を記載しております。  
 2. 交付株式の一部は金銭換価し、換価処分金相当額を給付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 事業報告

### 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ 監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 神田 正史 指定有限責任社員 業務執行社員 西 芳範	6,950万円	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠及び会計監査人の職務遂行状況等について確認し審議した結果、本報酬額は適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

- (注) 1. 当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 7,150万円  
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (2) 責任限定契約

責任限定契約は、締結しておりません。

#### (3) 補償契約

補償契約は、締結しておりません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査の適切性について、監査品質や独立性等から毎年総合的に評価し、必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。





第144期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	64,349	預 金	1,029,036
現 預 金	14,579	当 座 預 金	58,320
預 け 金	49,769	普 通 預 金	523,543
金 銭 の 信 託	1,069	貯 蓄 預 金	10,836
有 価 証 券	298,667	通 期 預 金	1,873
国 債	8,930	定 額 預 金	428,064
地 方 債	4,305	そ の 他 の 預 金	2,688
社 債	199,852	譲 渡 性 預 金	3,709
株 式	17,606	借 入 金	500
そ の 他 の 証 券	67,971	外 国 為 替	40,490
貸 出 金	750,734	未 払 外 国 為 替	40,490
割 引 手 形 付 付 越	2,868	そ の 他 の 負 債	2
手 形 貸 付	19,135	未 払 法 人 費 収	2
証 書 貸 付	635,764	未 前 払 受 取	78
当 座 貸 付	92,966	給 付 補 派 填 生 備 商 債 負	477
外 国 為 替	467	リ 融 一 ス の 他 の 当 金	290
外 国 他 店 預 け 替	460	賞 賜 引 当 金	183
取 立 外 国 為 替	7	睡 眠 預 金 払 戻 損 引 当 金	14
そ の 他 の 資 産	8,360	株 式 報 酬 引 当 金	765
前 払 費 用	92	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	396
未 収 収 用 益	856	支 払 承 承	98
金 融 派 生 商 品	7	負 債 の 部 合 計	1,818
そ の 他 の 資 産	7,404		1,075,721
有 形 固 定 資 産	16,086	( 純 資 産 の 部 )	
建 物	5,224	資 本 剰 余 金	15,444
土 地	9,659	資 本 準 備 金	10,309
リ ー ス 資 産	13	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	7,651
建 設 仮 勘 定 産	37	利 益 剰 余 金	2,658
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,152	利 益 準 備 金	27,710
無 形 固 定 資 産	470	利 益 剰 余 金	1,363
ソ フ ト ウ ェ ア	314	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	26,346
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 産	113	圧 縮 記 帳 積 立 余 金	237
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	42	自 己 株 式	26,109
前 払 年 金 費 用	631	【 株 主 資 本 合 計 】	△169
繰 延 税 金 資 産	1,902	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	53,294
支 払 承 諾 見 返 金	1,818	土 地 再 評 価 差 額 金	△239
貸 倒 引 当 金	△12,607	【 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 】	3,146
資 産 の 部 合 計	1,131,952	新 株 予 約 権	2,907
		純 資 産 の 部 合 計	28
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	56,230
			1,131,952

# 第144期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収益	17,474
投資	金運用収益	13,746
	貸出証券利息	9,725
	預金の利息	3,914
	その他の受取利息	98
役員	取引の等取益	8
	受入の他業務の替手数料	2,194
	その他の業務の替手数料	526
	その他の業務の替手数料	1,668
	外国債等の売却益	83
	その他の経常取益	83
	償却株式の売却益	1,450
	金銭の信託運用	165
	その他の費用	1,124
	経常費用	73
	経常費用	87
経常	費用	15,856
投資	金調達	180
	預渡性預金	158
	一ルマネ	1
	の他の支払利息	18
	の他の支払利息	1
	の他の支払利息	0
役員	取引の等費用	1,236
	支払の他業務の替手数料	48
	その他の業務の替手数料	1,187
	その他の業務の替手数料	1,764
	外国債等の売却損	687
	外国債等の売却損	1
	外国債等の売却損	520
	外国債等の売却損	555
営業	の他経常費用	11,641
	倒引当金繰入	1,033
	貸出等売却	225
	株式等売却	565
	の他の経常費用	90
	の他の経常費用	76
	の他の経常費用	75
経常	特別利益	1,617
特別	固定資産処分益	1
	固定資産処分損失	40
	固定資産処分損失	19
	固定資産処分損失	21
税引	前当期純利益	1,578
法人	税、住民税等	466
法人	税、住民税等	△28
当期	純利益	438
	純利益	1,140

第144期末 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	64,516	預 金	1,027,823
金 銭 の 信 託	1,069	譲 渡 性 預 金	500
有 価 証 券	298,904	借 用 金	43,340
貸 出 金	747,342	外 国 為 替	2
外 国 為 替	467	そ の 他 負 債	4,637
リース債権及びリース投資資産	6,395	賞 与 引 当 金	410
そ の 他 資 産	15,509	退 職 給 付 に 係 る 負 債	27
有 形 固 定 資 産	16,191	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	98
建 物	5,226	株 式 報 酬 引 当 金	50
土 地	9,669	繰 延 税 金 負 債	102
建 設 仮 勘 定	37	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,517
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,259	負 の の れ ん	17
無 形 固 定 資 産	529	支 払 承 諾	1,818
ソ フ ト ウ ェ ア	373	負 債 の 部 合 計	1,080,347
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	113	( 純 資 産 の 部 )	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	43	資 本 金	15,444
退 職 給 付 に 係 る 資 産	708	資 本 剰 余 金	10,307
繰 延 税 金 資 産	1,875	利 益 剰 余 金	30,067
支 払 承 諾 見 返	1,818	自 己 株 式	△169
貸 倒 引 当 金	△13,021	【株 主 資 本 合 計】	55,648
資 産 の 部 合 計	1,142,308	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△224
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,146
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	53
		【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計】	2,975
		新 株 予 約 権	28
		非 支 配 株 主 持 分	3,308
		純 資 産 の 部 合 計	61,961
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,142,308

# 第144期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		22,990
資 金 運 用 収 益	13,759	
貸 出 金 利 息	9,715	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,937	
預 け 金 利 息	98	
そ の 他 の 受 入 利 息	8	
役 務 取 引 等 収 益	2,507	
そ の 他 業 務 収 益	5,117	
そ の 他 経 常 収 益	1,605	
償 却 債 権 取 立 益	165	
そ の 他 の 経 常 収 益	1,440	
経 常 費 用		21,037
資 金 調 達 費 用	196	
預 金 利 息	158	
譲 渡 性 預 金 利 息	1	
コールマネー利息及び売渡手形利息	18	
借 用 金 利 息	17	
役 務 取 引 等 費 用	1,426	
そ の 他 業 務 費 用	6,361	
営 業 経 費 用	11,965	
そ の 他 経 常 費 用	1,087	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	279	
そ の 他 の 経 常 費 用	807	
経 常 利 益		1,952
特 別 利 益		1
固 定 資 産 処 分 益	1	
特 別 損 失		55
固 定 資 産 処 分 損 失	19	
減 損	35	
税金等調整前当期純利益		1,899
法人税、住民税及び事業税	561	
法人税等調整額	△20	
当 期 純 利 益		540
非支配株主に帰属する当期純利益		1,358
親会社株主に帰属する当期純利益		1,251

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社高知銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 芳 範

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高知銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社高知銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 芳 範

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高知銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第144期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社高知銀行 監査役会

常勤監査役 山田 浩 ㊟

常勤監査役 荻谷 正人 ㊟

監査役 清藤 智彦 ㊟

(注) 監査役山田浩及び監査役清藤智彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## <ご参考> コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、運営方針を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定めております。

なお、本基本方針は当行ホームページで公表しております。

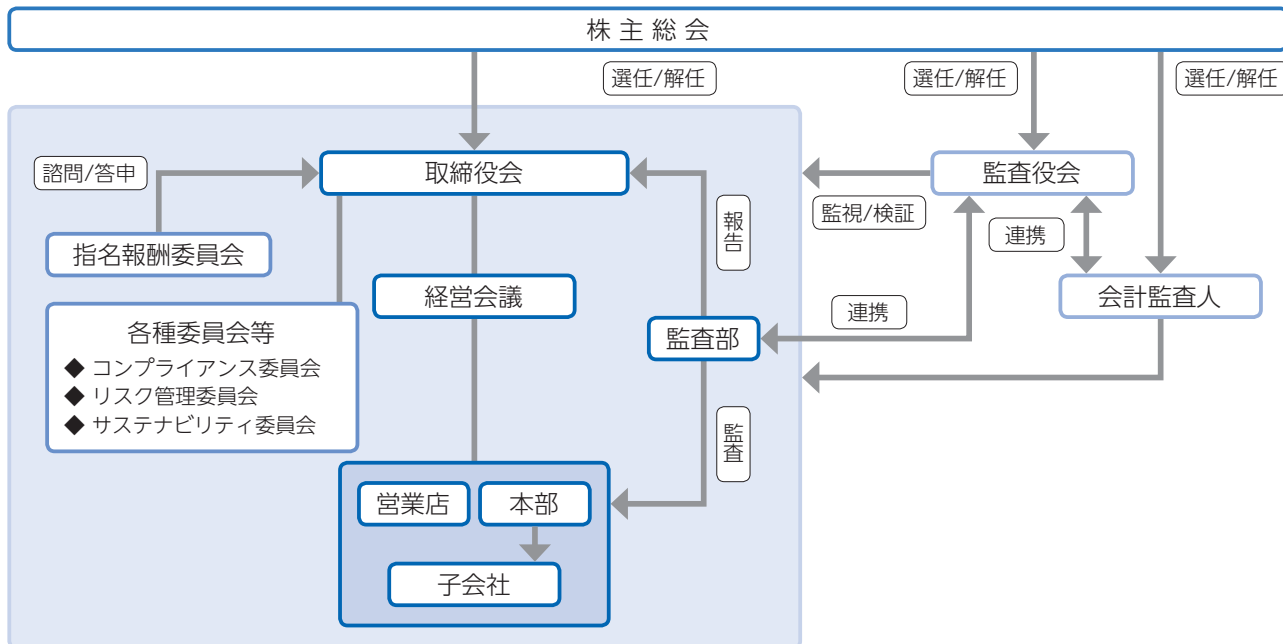
<https://www.kochi-bank.co.jp/about/corporate-governance/index.html>



### <<コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方>>

- ・株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果敢な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- ・地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- ・取締役会による業務執行の監督機能を一層充実させるため、社外取締役が役割を発揮するための態勢づくりに不断に取り組みます。

### <<コーポレート・ガバナンス体制図>>



## <<サステナビリティについての取組み等>>

### (1) サステナビリティについて

当行は、多様なステークホルダーと協働することや気候変動問題への適切な対応により、地域の持続可能性を高めていくことが重要な経営課題（マテリアリティ）の一つであると認識しており、SDGs宣言を制定するとともに、TCFD提言への賛同を表明しております。取締役会では下部組織であるサステナビリティ委員会の審議も踏まえて、気候変動問題を、リスクとしてとらえ対応することに加え、地域の生活・文化を持続可能なものへと高めていくための取組みに協働することを機会ともとらえて、気候変動問題への対応を重点施策の一つとして掲げ推進しております。

具体的には、地域社会の課題解決に資する事業分野をサステナブル分野として位置付け、脱炭素化に資する事業向けに創設した「こうぎん・グリーン・ファンド」の活用を推進しているほか、2024年4月に新設した「みらいサポート部」に所属するイノベーション推進室にて脱炭素ソリューションの提供に取り組むなど、地域社会の課題解決に向けたサポートの強化を図っております。

### (2) 人的資本・知的財産等への投資について

当行が中長期的に企業価値の向上を図るためには、人財育成が重要課題の一つであると認識しております。中期経営計画においても、「人財は重要な経営資源であり、育成していくべき財産である」という人的資本経営の考え方にに基づき、行員一人ひとりが成長を実感できるよう評価制度を見直すとともに、当行グループ内の知的資源の活性化、働き甲斐のある職場づくりにつながる施策を掲げており、その実現に向け取り組んでまいります。

## <<独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言>>

取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会は、取締役等の候補者の指名及び報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保することや、将来の経営陣の育成を含めた後継者計画を検討することを目的としており、毎年1回以上開催することとしております。

2023年度には委員会を3回開催し、委員全員が全てに出席して、監査役・執行役員の選任、取締役の報酬額配分、株式報酬制度におけるポイント付与などを審議しました。

委員会の構成（2024年3月31日現在）

社内取締役：海治 勝彦（代表取締役）

社外取締役：北川 展子（委員長）、井奥 和男、近谷 逸郎

社外監査役：山田 浩、清藤 智彦

## <<政策保有株式の保有方針および議決権行使基準>>

### (1) 上場株式の政策保有に関する方針

地域金融機関として、当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献や資本コスト等の経済合理性などを踏まえて保有意義を判断し、その保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針とします。

### (2) 政策投資株式の保有意義検証

政策保有株式の保有意義検証は、本年5月に取締役会にて、保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等が資本コストに見合っているか、将来の見通し等も踏まえて、投資先ごとに保有意義の妥当性を検討しました。

引き続き、政策保有の目的に照らし保有意義が薄れた株式については、配当利回りや株価の状況等の経済合理性を踏まえて適宜売却等を検討します。

### (3) 政策保有株式の議決権行使基準

議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点を重視し、個別に議案への賛否を判断します。

特に以下の議案については、十分な検証を行い賛否の適切性を確保します。

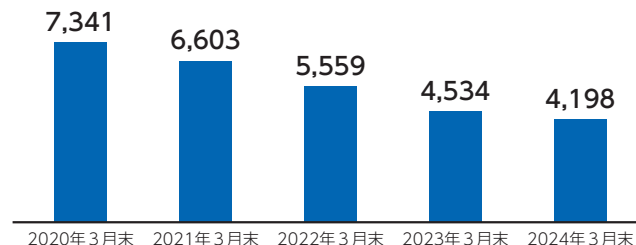
- ・法令違反や反社会的行為などの不祥事が発生した企業の議案
- ・取締役の解任、支配権の変動、組織改変などにより株式価値が大幅に変動することが予想される議案
- ・前事業年度決算において赤字を計上するなど、業績が著しく悪化している企業の議案
- ・敵対的買収の予防策など、株式価値の潜在的な変動要因等を発生させる議案等

### ○純投資目的以外で当行が保有する銘柄数の推移

	2020年 3月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末
保有株式銘柄数	70	66	64	63	62
うち上場株式	24	19	17	16	15
うち非上場株式	46	47	47	47	47

### ○純投資目的以外で当行が保有する株式（単体）の 貸借対照表計上額

(単位：百万円)



# こうぎんSDGs宣言

株式会社高知銀行《こうぎん》は、SDGsの達成に貢献するため、以下の活動を通じて共通価値を育み、地域の持続可能性を高めていくことを宣言いたします。



## こうぎんSDGs宣言に係る取り組みの状況

(2024年5月現在)



地域が享受する自然の恵みを守るとともに、農林水産業をはじめとするさまざまな産業の活性化に努めます。



イノベーション推進室を設置し、地域の事業者さまの商流をめぐる課題解決に貢献

※DX、脱炭素、土佐酒、事業承継・企業再生の4領域にフォーカス

特定のテーマや業種ごとに専門担当者を配置し、適切なソリューションを提供

地域商社による販路拡大やブランディング活動支援、土佐酒の振興をサポート

ビジネスアドバイザーによる本業支援

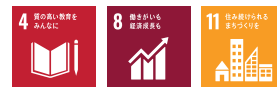
「こうぎんSDGs経営支援サービス」による、お取引先のSDGs貢献支援

「脱炭素先行地域」の選定に係る共同提案が採択(須崎市・日高村、黒潮町)

一部の店舗でロビーの一面を良心市のスペースとして無償提供



コンサルティング機能を強化し、豊かな暮らしの持続やさらなる発展に向け汗を流します。



資産運用センターを設置し、お客さまの資産形成をサポート

学生への金融経済セミナー等、金融リテラシーの向上に資する対話を促進

地域交流活性化イベントの実施(南支店、こどもサッカー教室など)

高知県と地域見守り活動に関する協定を締結

非常用食料の寄贈などフードドライブ活動を支援

移動金融車を活用した金融サービス網の維持

「こうぎんSDG s応援私募債」の引受および発行に伴う寄付・寄贈

災害対策用井戸の設置

「ソーシャルボンド」への投資



環境に配慮した活動を推進するとともに、環境保全につながる皆さまの取り組みをサポートします。



賛同を表明している気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づく情報を開示

「サステナビリティ委員会」を取締役会の下部組織として設置

「こうぎん・グリーン・ファンド」の推進

EV・ハイブリッド車やWeb会議システムの活用、ペーパーレス化推進による脱炭素化

生態系保全等、環境配慮型事業の促進に向けたビジネスマッチング

環境配慮型商品・サービスを拡充

地域清掃活動(お遍路ウォーキング、はりまや橋周辺の清掃等)を実施

環境再生に向けた四万十川流域の科学的調査に協力

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」や「サステナビリティ・リンク・ローン」等の活用



多種多様なステークホルダーと協働することによって、健全な経営を実現します。



地域と共にわくわくする「みらい」を創る中期経営計画を策定

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を实践(えるぼし認定等)

働きがいのある職場づくり(健康経営優良法人・健康経営宣言・プラチナくるみん等)

多様な見識を持つ社外役員の登用および独立性の確保

取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置

一般財団法人高銀地域経済振興財団による地域の振興と発展に資する事業を展開

経営理念に基づき策定したサステナビリティ基本方針や投融资ポリシーの遵守

第三者割当による第2種優先株式の発行

パートナーシップ構築宣言を公表

# 株主総会会場ご案内図



株主総会 会場

## 本店5階ホール

高知市堺町2番24号  
当行本店5階ホール  
TEL : 088-822-9311 (代表)



## 当行本店までの所要時間

JR高知駅より徒歩にて約15分、はりまや橋より徒歩にて約3分。

<お願い>

お車で越しの株主さまは、本店南側の当行専用駐車場をご利用ください。



○お土産およびお茶のご用意はございません。  
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。